

## 年金のはなし

### 国民年金の届出・手続きを必ず行ってください



国民年金は日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。  
次のような場合には、必ず届出を行ってください。

□20歳になったとき  
厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったときは、印鑑と年金手帳（すでに持っている方のみ）を持参し、資格取得の手続きをしてください。

□会社を退職したとき  
厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者の方が、60歳になる前に会社などを退職したときは、会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、資格取得の手続きをしてください。

□被扶養配偶者の方の収入が増えたとき  
厚生年金や共済組合に加入している方の被扶養配偶者（第3号被保険者）の方のパート収入などが130万円以上になった

ときには、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。

□被扶養配偶者の配偶者が退職したとき  
配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなったときには、配偶者の方が会社を退職した日が確認できる書類、印鑑、年金手帳を持参し、種別変更の手続きをしてください。

□免除制度をご利用ください  
国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除制度や学生納付特例制度を活用することにより、保険料の未納を防ぐことができます。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または役場住民課戸籍担当までお問い合わせください。

住民課戸籍担当

電話 56-2123

## 住所変更などは必ず届出を（原則14日以内）お願いします

皆さんの住所などの必要事項を記録する住民票（住民基本台帳）は、様々な行政の基礎となるものであり、正確でなければなりません。実際に住んでいる所が住民票と違うと、その町で本来受けられる住民サービス（例えば、国保加入、医療費の助成など）が受けられなくなりますので、必ず届出をされますようお願いいたします。

住所変更などは原則として、ご本人もしくは同じ世帯の方からの届出により把握します。確実な住民サービスを提供するためにも、ご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ 住民課戸籍担当 電話 56-2123

## 占冠村の放射線量の状況（3月）

測定日 3月12日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	9:30	晴れ	0.017	占冠保育所グラウンド	9:35	晴れ	0.026
双民館グラウンド	9:50	晴れ	0.025	トマム学校グラウンド	10:50	曇り	0.018
占冠地域交流館グラウンド	10:10	晴れ	0.030	トマム保育所グラウンド	11:00	曇り	0.024

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

「環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】」<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話 56-2121



### 石油ストーブの火災に注意！！

皆さんはストーブの煙突掃除・ファンフィルターの手入れ、ストーブ周辺の清掃は行っていますか？

定期的に清掃を行わないと、火災になる恐れがあります。道内でも年間100件以上のストーブ火災が発生しており、死者も出ています。今後このような火災が発生しないように注意してください。

「その年の使い始めの前には、清掃を行い、安全点検を行いましょう」

ストーブは長期間使用すると、内部にすすやタールが溜まってきます。清掃しないで、煙突や燃焼筒などにすすが付着したまま使用したり、空気取り入れ口（ファンフィルター）にごみなどが溜まったまま使用したりすると、不完全燃焼や異常燃焼を起こし、その炎が機器外に飛び出し、可燃物に引火したりする恐れがあります。ストーブは定期的に点検し、清掃するなど適切に維持管理をお願いします。

#### 救急出場状況（2月分）

交通事故	1件	(0人)
労働災害	1件	(1人)
転院搬送	1件	(1人)
一般負傷	16件	(15人)
急病	11件	(11人)
2月計	30件	(28人)
累計	73件	(71人)
※ ( )内は搬送人員		

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

新入学児童の通学が始まり、自転車利用も増える春は、さらに安全運転を心がけましょう！

#### 新入学児童の通学開始

交通ルールを十分に学んでいない子どもたちが、保育所や小学校に通い始めます。注意力に欠け、危険な行動をとってしまうことがあります。たとえば、道路の向こう側に母親を見つけるとそのことで頭がいっぱいになり、急に飛び出してしまふなど、子どもは複数のことに注意を向けることができないのです。子どもの交通事故の多くは、飛び出しなどの子ども側の違反によるものが多いです。運転手の皆さんは、市街で子どもを見かけたら徐行するなど、子どもの予測できない行動に十分気を配らなければなりません。また、子どもは大人の行動を真似します。大人は子どもの手本となるように交通ルールを守りましょう。

**こまめにハイビーム！**

道路交通法（第52条）では、他の車両と行き違う場合など他の交通を妨げる恐れのあるとき以外は、ハイビーム（上向き・遠目）での走行が基本です。

ハイビームとロービームのこまめな切替えで夜間の歩行者や自転車を早期に見出し、交通事故を未然に防ぎましょう。

## 交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです  
続けよう交通事故死 0 の日  
平成29年5月20日から

304日

SS 平成30年3月20日現在

#### 自転車事故の防止について

最近では自転車の種類も多く、利用者が増えていることから、自転車事故の件数も多くなってきました。中には、後遺症の残るような大怪我をしてしまう事故もあり、注意が必要です。ヘルメット等の装着はもちろん、自転車保険等への加入で万が一の事態に備えましょう。交通事故は他人ごとではありません。

#### 自転車利用者増加！

雪解けとともに、自転車利用者が増加します。平成24年から平成28年までの過去5力年に発生した自転車に関係する交通事故実態を調べてみると、全体の8割は自動車の進行方向から見て、左側から進行する自転車と衝突する事故でした。これは、ドライバーが駐車場などの路外施設や脇道から道路に出ようとする際、右側から来る車の安全確認に気を取られ、左側から接近してくる自転車の安全確認が不十分になる傾向があるためです。左側の安全確認も確実に行って、だるう運転をしないようにしましょう。